

市民交流センター(愛称:さんさん守山)

市民協働課 協働推進係
☎(582)1149 FAX(583)4654

「出会い」×「交流」×「創造」をコンセプトに、市民と行政による“協働のまちづくり”を目指してボランティアや市民活動団体の活性化を支援します。また、文化・スポーツ活動にも利用でき、多くの市民が集い、交流する「人と情報の交差点」を目指しています。

もりやま市民活動フェスタ 2023

新たな出会いや団体同士の交流を目的に開催します。
当センターで活動している市民活動団体などの活動発表や展示、体験コーナーのほか、キッチンカーの出店も予定しています。

日時：11月18日(土)午前10時～午後5時
11月19日(日)午前10時～午後3時

参加団体：ソレアド、守山シルバーコーラス“輝き”、守山フラッシュ、太極拳 心陽クラブ、裕基気功体操、太極拳ひまわり、健康体操、守山カラオケ同好会、にほんごサロン、大正琴アイリス、憩い会 カラオケ、カブアケアフラダンス、守山空手教室、日本車椅子レクダンス協会、詩吟朗詠錦城会 石山支部、押絵交流センター、守山陶芸子ども教室、回想法ボランティアいきいき、マイナビ滋賀守山手芸サロン、暮友会、子ども囲碁教室、女性のための囲碁教室、居場所の会「レリーフ」、これから行動隊、消費生活学習会、荒見ファーム、文化をつなぐ会、市国際交流協会、ワンペーパー連鶴会、NPO法人四つ葉のクローバー、アートフラワー教室、水墨画教室(土筆)、神楽家小粋、ペン書道月曜、認定NPO法人びわこ豊稗の郷、市ボランティア観光ガイド協会、スコレ家庭教育振興協会、市スポーツ振興課、文化をつなぐ会洋裁、市消費生活センター(順不同)



市民活動フェスタ

市民参加と協働のまちづくりフォーラム

市民参加と協働のまちづくりへの関心を深める機会および、市民提案型まちづくり支援事業採択団体の活動発表の場として開催します。

基調講演：11月18日(土)午前10時～正午

☑テーマ「団体活動の楽しみ方 ー活動を続けて一緒に成長しようー」
☑田口 真太郎さん(成安造形大学 研究員)

団体活動報告：11月19日(日)午前10時～10時40分

☑活動発表：おうち子ども・若者未来のタネプロジェクト、Bochibochisloth



まちづくりフォーラム

ほかにも市民活動を支援するさまざまな講座や事業があります

「さんさん守山」市民活動 コーディネーター養成講座

当センターを市民活動のより良い活動拠点とするため、市民活動をサポートするコーディネーターの養成講座を実施します。頑張っている人を支える役割に興味のある人、守山の市民活動を盛り上げたいという気持ちをお持ちの人などのご参加をお待ちしています。

☑・☑11月23日(木・祝)、
12月16日(土)、
令和6年1月20日(土)、
3月9日(土)



養成講座

さんさんまちサポセミナー

市民活動などに役立つ情報をご提供する連続セミナーを開催中です。興味のある講座だけでもご参加できますので、お気軽にお越しください。知ってトクする情報満載で、皆さまのご参加をお待ちしています。



まちサポセミナー



アトリエ ナナホシ
(キッズアートクリエイター®
むらやまともこ)

9月から「さんさん守山」を利用しはじめました。主に交流室を借りて、絵本のおはなしから膨らんだイメージを、大きな画用紙でダイナミックに絵の具遊びをしたり、いろいろな画材を使ったり、家ではできない体験の場を作っています。

自宅で娘が自由に表現できる表現遊びを始め、それがママ友などに広がって市民活動になりました。わが子の個性や成長を間近で発見することができるし、子どもの豊かな感性に癒やされることもあります。

これからも無理せず、楽しく活動をしていきたいと思っています。

市民活動と文化の集まるところ

さんさん(燦燦)とは
太陽などが明るく光輝くさま
彩りなどの鮮やかで美しいさま
守山のまちを明るく照らす活動で
あなたも輝いてみませんか

市民交流センター(さんさん守山)は

地域の課題解決やまちづくりなどを目的に活動している市民活動団体を応援しています。

当センターは市役所向かい(守山二丁目16-45)にあり、市民活動団体が無料で使用できる市民活動スペースがあります。ぜひ活用してください。



市民活動スペースの使用例

- ・ロビー …打ち合わせや軽作業など自由に使える(予約不要)
 - ・作業室 …カラーコピーや輪転機などを設置
 - ・ミーティング室 …少人数(4人)での打ち合わせに最適
 - ・交流室 …中規模(10人)の会議や勉強会に
 - ・サロンルーム …大人数(50人)の会議や小規模イベントに
- ※Wi-Fi完備
※夜間(日曜日、祝日を除く)や土・日曜日、祝日も利用可

当センターを利用できる人(市内在住)

- ・公益性・社会性などを持ち、社会貢献活動を主体的かつ自発的に行うもの
 - ・文化・スポーツ活動を主たる目的とするもの
 - ・営利・宗教・政治活動に該当しないもの
- ※詳しくは、事前にお問い合わせください。

利用にかかる申請方法など

- ・市民活動スペース(1階、無料)
☑直接、当センター窓口へ申し込み。市民活動団体などのみ利用可。
- ・文化活動スペース(1階・2階、有料)
☑公共施設予約システムで申し込み。文化・スポーツ活動団体なども利用可。